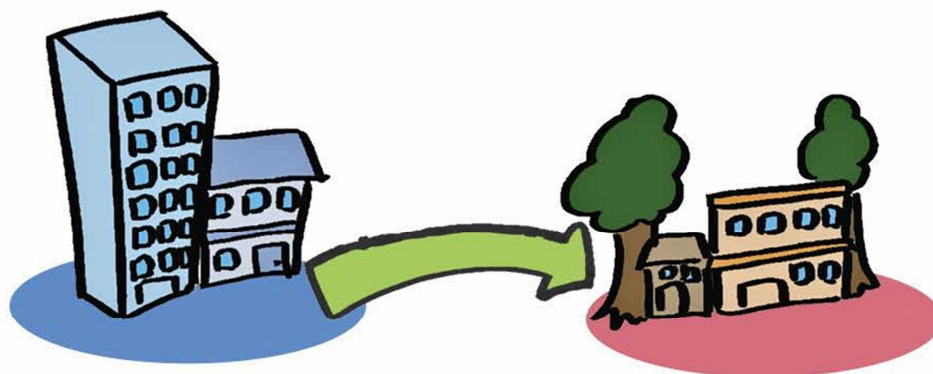


令和6年度 「美馬市わくわく移住支援事業補助金」 募集要項

東京圏からの移住者への補助



【申請期間】 令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)まで

【提出・お問合せ先】 美馬市 市民環境部 ふるさと回帰推進課

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

電話: 0883-52-8129

FAX: 0883-55-0680

E-mail: furusatokaiki@mima.i-tokushima.jp

受付時間: 平日午前8時30分～午後5時15分

令和6年度「美馬市わくわく移住支援事業補助金」募集要項

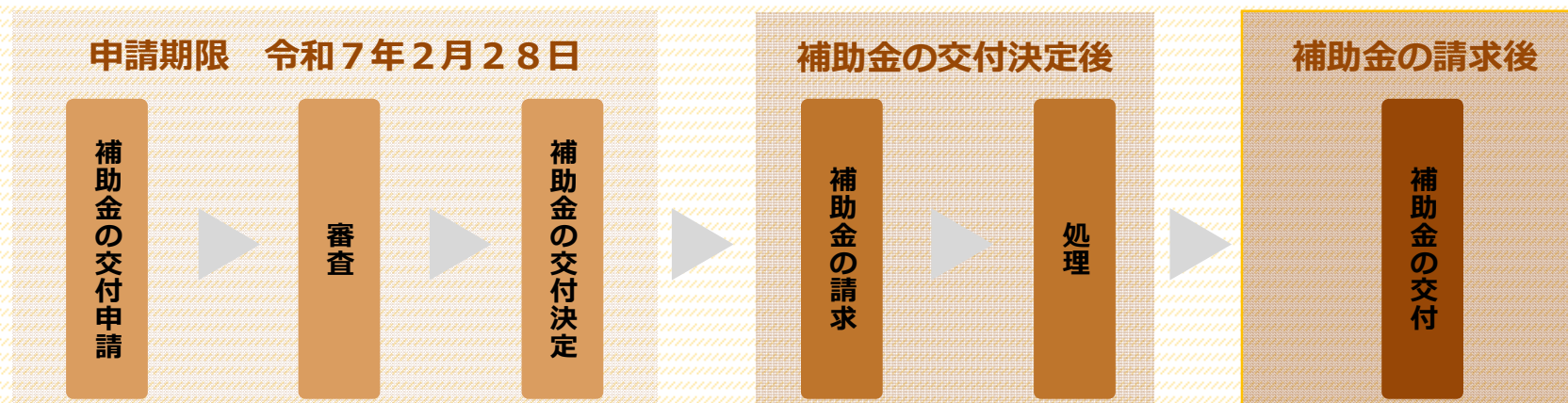
1. 目的

徳島県と共同して行う徳島わくわく移住支援事業を活用して、美馬市に移住した者に対して支援することにより、美馬市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図ることを目的とします。

2. 補助金の内容

対 象	東京圏（※）から移住してきた世帯 ※東京圏とは東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県のうち条件不利地域以外の地域のこと
補 助 額	1世帯当たり 100万円 （単身の場合は60万円） （18歳未満の世帯員が帯同する場合一人につき最大100万円加算） ※18歳未満の世帯員が帯同する場合の加算については、令和5年4月1日以降に転入した者は100万円加算、 令和5年3月31日以前に転入した者は30万円加算

〈補助金の交付までの流れ〉



3. 補助金の交付申請について

(1) 対象要件 注目!!

次の要件すべてを満たす場合に、補助対象となります。

- 東京圏からの移住者であること。
 - 申請時において、市内に住所を有して3か月以上1年以内であること。
 - 申請時において、就労してから3ヶ月以上経過していること。
 - 新規就業者、新規起業者、専門人材、テレワーク従事者、関係人口のいずれかであること。
 - * 新規就業者：徳島県の移住支援金の対象としてマッチングサイト（ジョブナビとくしま）に掲載している求人により就職した者
 - * 新規起業者：1年以内に徳島県が実施する創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定を受けている者
 - * 専門人材：プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業利用して就業した者
 - * テレワーク従事者：所属先企業からの命令ではなく、自己意思で移住し、移住元での業務を継続する者
 - * 関係人口：民間企業に就職した者、農業に就労している者、起業した者
- ※該当者については、次のページに掲載
- 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居、又は転出しないことを誓約すること。
 - 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - 暴力団員又は暴力団員密接関係者ではないこと。
 - この補助金と重複する他の公的給付制度を受けていないこと。
 - その他美馬市又は徳島県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 関係人口別表 注目!!

関係人口は、次のいずれかに該当する場合があります。

- 美馬市へふるさと納税を年間 20,000 円以上かつ 2 年以上行った者
- ふるさと美馬ファン倶楽部会員であり、同制度を 2 回以上利用した者
- 美馬市固定資産税の納税義務者で、過去に固定資産税の滞納がない者
- 美馬市に 3 親等以内の親族が複数年在住している者
- 近畿美馬市ふるさと会の会員で、会費滞納がない者
- 美馬市おためし住宅を利用したことがある者
- 美馬市サテライトオフィス体験施設を利用したことがある者
- 元美馬市民である者
- 美馬市内の学校に通っていたことがある者
- 現在 2 地域居住として美馬市を利用している者（転入する直前まで美馬市で 2 地域居住していた者を含む）
 - * 2 地域居住：美馬市において、中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係をもちつつ、東京圏の住居に加えた生活拠点を持つこと。

(3) 補助金の交付申請までの流れ 注目!!

対象要件の確認

対象要件を満たす

- 「(1) 対象要件」をすべて満たす
※関係人口の場合、「(2) 関係人口別表」のいずれかに該当する

ハローワーク

雇用保険被保険者資格取得届出
照会票 → 回答書
で対応可

必要な書類を揃える

美馬市役所で取得

- 住民票の写し(世帯申請は謄本、個人申請は抄本)

前住所地へ依頼

- 移住元の住民票の除票の写し

以下は該当するものを取得

新規就業者、専門人材、テレワーク従事者の場合

- 就業証明書(様式第3号)を取得

新規起業者の場合

- 徳島わくわく創業支援事業補助金交付決定通知書

関係人口の場合

- 該当要件が分かる関係書類
(詳細は、ふるさと回帰推進課へお問い合わせください。)

元通勤者の場合

- 就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

元法人経営者の場合

- 開業届出済証明書等又は個人事業等の納税証明書

補助金の交付申請

申請書類の提出

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 誓約書(様式第2号)
- 住民票の写し(世帯申請は謄本、個人申請は抄本)
- 前住所地の住民票の除票等の写し
(全員が記載されたもの)
- 申請者の身分を証明することのできる証明書の写し

※次の書類は各該当者のみ

- 就業証明書(様式第3号)
- 徳島わくわく創業支援事業補助金交付決定通知書
- 就業証明書等(前勤務先)
- 開業届出済証明書等又は個人事業等の納税証明書
- 大学在学期間を含める場合、在学期間のわかる卒業証明書か、成績証明書

(4) 補助金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと回帰推進課または、市ホームページからダウンロード 		
<input type="checkbox"/> 卒業証明書又は、成績証明書 ※大学在学期間を含める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育機関 		
<input type="checkbox"/> 住民票の写し ※世帯申請の場合は世帯全員が記載されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課または、各市民サービスセンター 	転入届提出後	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等）
<input type="checkbox"/> 前住所地の住民票の除票等 ※移住元での在住地、在住期間を確認できる書類 ※世帯全員が記載されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の窓口 <p style="color: red;">除票は5年保存 それ以前は戸籍の附票</p>		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等）
<input type="checkbox"/> 就業証明書（様式第3号） ※新規就業者・専門人材、テレワーク従事者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先 		
<input type="checkbox"/> 徳島わくわく創業支援事業補助金交付決定通知書 ※新規起業者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県 		
<input type="checkbox"/> 就業証明書等 ※東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者	<ul style="list-style-type: none"> ・前勤務先等 		
<input type="checkbox"/> 開業届出済証明書等 <input type="checkbox"/> 個人事業等の納税証明書 ※東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都主税局等 		

4. Q & A

〈 補助金の交付申請 〉

Q 「東京圏からの移住者」はどのような人が対象となりますか？

- A 住民票を移す直前の10年間のうち**通算5年以上**、住民票を移す直前に**連続して1年以上**、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていた人を対象とします。令和3年度より、東京圏（条件不利地域を除く）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した人については、通学期間も対象期間に加えることができます。

Q 移住支援金の対象としたマッチングサイトとはどのようなものがありますか？

- A 徳島県が事業を行っている「ジョブナビとくしま」が対象のマッチングサイトとなります。対象の法人は、徳島わくわく移住支援金対象法人一覧にてご確認ください。

Q 条件不利地域とはなんですか？

- A 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村が条件不利地域となります。該当する市町村は次のとおりです。

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】 山北町、真鶴町、清川村

5. 注意点

(1) 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。

また、定住促進に係る情報提供及びアンケート等を送付させていただく場合があります。

(2) 補助金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。